

総務文教常任委員会議案

平成21年10月6日

第1委員会室

1. 現地調査

2. 付託案件審査について

(1) 陳情第5号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書

3. 所管事務調査について

4. 閉会中の所管事務調査項目について

5. その他

陳情第5号

「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書

「陳情趣旨」

中小業者は北海道経済を支え、地域経済や住民生活にとってかけがえのない存在です。中小業者の多くは、家族経営で事業を支えています。家族従業者にとっての大きな問題は、1人の人間としての働き分がきちんと認められていないことです。その根源が所得税法第56条です。所得税法第56条は、「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）となっています。家族が家業に従業している場合は、どんなに長時間働いてもその賃金は税法上では必要経費に認められず、全て事業主の所得に合算されることになっています。事業主の所得から控除される金額は、配偶者の場合は年間86万円、家族の場合は年間50万円です。家族従業者はこのわずかな控除しかないために、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。このことは、後継者を育てる上でも足かせになっており、後継者不足に拍車をかけています。各種書類に年収を記入する欄があっても、賃金がないので書けなかったり、同居している息子が自立するために町営住宅に申し込みをしたが所得基準を満たせずに入居できなかったという事例も出ています。家族で働いているのに、下請け業者の工賃や小売業者のマージンはひとり分しか見てもらえず低く抑えられています。子どもを保育園に入れるときにも、母親の所得証明がないので、民生委員に「家業を手伝っている」との証明書をつけなければならない自治体もあります。社会保障も劣悪で、老後の年金は暮らせないほど低く、休業保障、失業給付、出産休暇、育児休暇、介護休暇などはまったくありません。

税法上では青色申告にすれば、賃金を経費にすることができますが、同じ労働に対して、申告の仕方働いていることを認めたり、認めなかったりすること自体が矛盾しています。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「家族従業員の給与は他の従業員と同様に必要経費」として認めています。この問題は、税金の問題ではなく、1人の働く人間としての人権問題です。また、農業や漁業、林業に従事している家族従業者もまったく同じ状況です。つきましては、貴議会において、上記の事項を内容とする「意見書」を国会と関係機関に提出して下さるよう陳情いたします。

「陳情項目」

所得税法第56条を廃止すること。

平成21年6月15日

陳情者

札幌市白石区平和通3丁目北5-12

札幌東部民商婦人部

部長 日下部 由美子

恵庭市議会議長 宮 忠 志 様